

東京造形大学 障害のある学生の支援に関するガイドライン

1. 障害のある学生の支援に関する基本方針

東京造形大学（以下「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第2条第1号に規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者）に対し、障害者手帳や医師の診断書の有無に関わらず、可能な限り等しく学修の機会を保障できるよう、文部科学省が作成した「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（以下「対応指針」という。）に則して必要な対応策を講じます。

2. ガイドラインの目的

本学は、上記「基本方針」を実現するために、「東京造形大学 障害のある学生の支援に関する規程」を定めています。本ガイドラインは、この規程に基づく本学の障害者支援について、わかりやすく説明することを目的とします。

3. ガイドラインの対象と適用範囲

本ガイドラインの対象と適用範囲は、次のとおりとします。

- 1) 本学の学生および本学に入学を希望する者のうち、障害のある学生を対象とします。学生とは、本学に入学を希望する受験生、学部学生、大学院生のほか、科目等履修生、単位互換生、交換留学生等、八王子学園都市大学が開講する講座の受講生等、本学で学ぶ立場にあるすべての者を含みます。
- 2) 学内外を問わず、授業、課外授業、学校行事への参加等、学修、研究、大学生活に関する全ての事項を適用範囲とします。

4. 支援方針について

障害のある学生に対する支援内容は、障害の程度や状態、活動（受験、学修、学生生活）により異なります。本学では、以下のような方針で支援を行います。

- 1) 障害のある学生からの相談（申請）に基づいて、成長・自立の妨げにならない範囲で、障害の為に出来ない部分について必要な支援を行います。
- 2) 障害のある学生を障害のない学生と区別することを前提とするのではなく、障害の程度と状態に応じた対応を行います。

- 3) 特定の教職員だけが個別に対応するのではなく、関係部署や事務職員、周囲の学生も含め全学的に支援します。

5. 支援の流れ

文部科学省の対応指針で示された留意点、および本学の支援方針を踏まえて、局面ごとに以下のような方法で支援します。

1) 受験前に支援を希望する学生への対応

① 進学相談・受験相談

専攻領域説明会（ZOKEI First Contact）、オープンキャンパス、進学相談会、その他随時の相談に基づき、進路支援課、学内関係部署、専攻領域教員が障害のある学生及び保護者と面談し、修学や受験上の相談内容について確認します。

② 出願

学生募集要項に、障害のある学生の相談窓口と連絡先を明記し、適宜、電話や面談により受験生からの問い合わせに対応し、支援内容を検討します。また、提出された「受験上及び修学上の配慮申請書」に基づき受験時の具体的な配慮事項を確認します。

③ 入学試験

受験上の配慮事項について支援を実施します。

2) 合格後に支援を希望する学生への対応

① 入学試験合格後

合理的配慮の申請に必要な書類を送付し、面談日時を設定します。学生生活課、学内関係部署、専攻領域教員が障害のある学生及び保護者と面談を行い、申請書類と添付書類（障害者手帳の写しもしくは診断書）の確認、障害の程度や状態、過去に受けていた支援内容、入学後に希望する支援内容などを伺います。学内で支援内容を検討し、その結果を改めて面談形式で説明します。

② 入学後・学期当初

学生生活課より、支援に関わる学内関係部署や専攻領域に支援内容や方法等を報告し、支援に関する情報を共有します。

③ 履修登録・授業開始

学期ごとの履修登録後に、教務課より授業の担当教員へ学修上の配慮願いを渡して授業内での支援実施を依頼します。授業を担当する教員は学修上必要な支援を適切に実施します。

④ 学期途中・終了後

学生生活課は障害のある学生と定期的に面談し、支援状況や新たな配慮願いの有無などを確認します。

3) 入学後に障害があることが明らかになった学生への対応

① 情報収集

入学前の事前情報がなく、入学後に障害があることが明らかになった学生について、教職員や学生・保護者等から相談があった場合は、学生生活課、学内関係部署、所属専攻領域の教員が障害のある学生及び保護者と面談し、障害の程度や状態を把握し、支援内容を検討します。以降の流れは2)－②～④と同じです。

6. ガイドラインの改正

このガイドラインは、学生生活課が定期的に見直しを行い、必要に応じて改正します。

以上